

令和 7 年度 6 月 補正予算編成方針

今回の補正予算は、次に掲げるものについて編成するものとする。

- (1) 令和 7 年度当初予算編成において「当初予算に要求できない事業に関する調書」を提出しているもののうち、今回予算補正を必要とするもの
 - (2) 当初予算編成後の情勢変化に伴い、真に予算補正を必要とするもの
- ※ ただし、政策会議の審議結果が了であったとしても、上記編成方針の趣旨を逸脱しているものについては要求を認めない。